

佐賀県告示第百八十三号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第二項第二号中「新事業展開資金」を「事業転換資金」に改める。

第六条第二号イ及びロを次のように改める。

イ 新事業活動促進資金

ロ 事業転換資金

別表の経営革新支援貸付の項中

| | |
|--------|---|
| 経営革新資金 | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律により行政庁から承認を受けた経営革新計画に基づき事業を行う中小企業者が必要とする事業資金 |
|--------|---|

を

| | |
|-----------|---|
| 新事業活動促進資金 | 新たな事業活動を行うおとする次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律により行政庁から承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を行う中小企業者 2 県が「地域産業活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域産業資源に係る新製品や新サービスの新事業化に取り組み中小企業者 3 農林漁業者と連携し、互いの経営資源を有効に活用することにより新製品や新サービスの事業化に取り組み中小企業者 4 佐賀県トライアル発注事業で選定された新製品や新サービスの新事業化に取り組み中小企業者 5 その他新規性・独創性のある新製品や新サービスの事業化に取り組み中小企業者 |
|-----------|---|

に、

| | |
|--------------------------|---|
| <p>新事業 展開資 金</p> | <p>積極的に新分野に進出しようとする次に掲げる中小 企業者が必要とする事業資金 1 法律に基づき資格又はは独創性若しくは新規性を有 するアイデア若しくはノウハウを生かした新事業 への進出を図る中小企業者 2 経済環境の変化又はは親事業者の事業活動の変化に 伴い、事業転換又はは新分野進出を行う中小企業者 3 工業所有権等の導入及び自主開発による新製品又 は新技術を企業化する中小企業者 4 引き続き1年以上県内に事業所を有し、かつ、引 き続き1年以上県内において同一事業の営んでいる 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一 部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営む ために設立した中小企業者である会社であって、事 業開始後1年未満のもの 5 事業譲渡等により事業を承継する中小企業者</p> |
|--------------------------|---|

| | |
|--------------------------|--|
| <p>新事業 展開資 金</p> | <p>積極的に事業転換を行うおうとする次に掲げる中小企 業者が必要とする事業資金 1 経済環境の変化又はは親事業者の事業活動の変化に 伴い、事業転換又はは新分野進出を行う中小企業者 2 引き続き1年以上県内において同一事業の営んでい る中小企業者である会社かつ、新たに県内で異業種を 営むために設立した中小企業者である会社であって、事 業開始後1年未満のもの 3 事業譲渡等により事業を承継する中小企業者</p> |
|--------------------------|--|

附 則

この告示は、公布の日から施行する。